

都外在住者の都立特別支援学校への区域外就学の手続きについて

※ 区域外就学とは

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 17 条により、学齢児童・生徒が住所地の都道府県以外の者の設置する特別支援学校に就学することを言います。

【区域外就学の開始】

例) 都外の学校 → 都立特別支援学校（区域外就学）

保護者	<ol style="list-style-type: none">1 病院内訪問教育を希望する場合、病院内のケースワーカー等の担当者に申し出て、主治医の許可が得られた場合、東京都教育委員会の担当者と面談を実施します。2 「転学相談票」及び「区域外就学申請書」に記入し、転出校が発行する「在学証明書」と合わせて東京都教育委員会に提出します。
(標準処理期間：2日)	
東京都教育委員会	<ol style="list-style-type: none">4 相談終了後、転入先都立特別支援学校長へ結果を通知します。5 住所地の市町村教育委員会宛てに、区域外就学申請書の写し及び区域外就学を承諾する旨の書類を送付します。6 保護者に区域外就学を承諾する旨の書類を送付します。
(標準処理期間：8日)	
都立特別支援学校 (転入校)	<ol style="list-style-type: none">7 東京都教育委員会から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求します。

※ 東京都教育委員会との提携施設等への入所・入院者における手続きでは、手続きが簡便化される場合があります。

<問合せ先>

東京都特別支援教育推進室

電話 03(5228)3433